

第5号  
2003.4.20

# れんめい

発行 日本歯科技工士連盟  
東京都新宿区市谷左内町21-5  
発行人 野島正美  
編集 日本歯科技工士連盟  
発行日 平成15年4月20日



重要案件を抱えて開会した評議員会

日本歯科技工士連盟(会長 中西茂昭)は、去る三月十六日(日)に東京・市ヶ谷の日本歯科技工士会館において平成十四年度第二回連盟評議員会を開催した。冒頭、中西会長は「経済基盤の確立は連盟としての緊要の課題であり、解決に向け綿密な行動に基づいた組織活動を展開していく」との決意を改めて表明した。提出された第一号議案・平成十五年活動方針の承認を求める件および第二号議案・平成十五年予算承認を求める件は満場一致で可決承認された。また、第三号議案・第二十回参議院議員通常選挙比例代表選出議員候補者擁立の件は、賛否両論にわたり活発な審議が行われ、採決の結果賛成多数で可決承認された。

## 懸案解決に向け 歯科技工士国会議員候補者擁立を決定!!

平成十四年度第二回連盟評議員会

### 日本歯科技工士連盟

平成十四年度第二回連盟評議員会は、去る三月十六日(日)、午前十時より東京・市ヶ谷の日本歯科技工士会館において議長に高橋義夫(北海道)評議員、副議長に藤原俊彰(大阪)評議員を選出し開催された。藤原副議長により氏名点呼が行われ、評議員五十六名全員の出席が確認され、議長は本評議員会の開会を告げた。ついで議長は議事録署名人の選出方法を議長に諮った結果、議長に一任となり、宮崎清蔵(青森)評議員、田中一郎(山口)評議員が議長より指名され、両評議員の受諾確認後会長挨拶に移った(内容別掲)。引き続き議案の審議に入る旨議長が宣し、第一号議案・平成十五年活動方針の承認を求める件、第二号議案・平成十五年予算承認を求める件が執行部より一括上程された。第一号議案は平尾副会長から平成十五年の活動方針に掲げた事項に関し、その活動への取り組みについて詳細な説明が行われた。第二号議案は、国府田副理

事長より連盟会計収支予算書に基づき説明が行われた。その中で、特に会議費の増加について触れ、臨時評議員会の実施を見越した予算立案とした旨等の報告があった。続いて議長は財務委員会報告を財務委員長に求めた。宮永齋(宮崎)財務委員長から、資料に基づく財務委員会報告があった。また、特に第三号議案に関しては、本評議員会への議案提案のみを良しとし、主旨・内容等については財務委員会において審議されたい旨報告があり、財務委員長として執行部に対し組織内候補擁立準備委員会の詳細な審議内容の開示と具体的説明要請が行われた。

一方、評議員各位には、日本歯科技工士会第七十七回代議員会の事業計画案を満場一致で可決したことを受け、目的達成のために何が必要であるのかを十分に考慮し、執行部の説明を聞き十分な審議を尽くし、採決に際しては自己の信念に基づいて断を下すよう要請があった。その後質疑応答が行われ、第一号議案・第二号議案とも賛成多数により可決承認された。議長はここで第三号議案・第二十回参議院議員通常選挙比例代表選出議員候補者擁立の件の上程を執行部に求めた。議長からは「組織内から国会議員候補者を擁立しよう」ということは以前に評議員会において承認していたに過ぎず、この議案は擁立の時期を特定しようという提案である。今までの改善の策として関係団体の候補者を支援してきたが、歯科技工士の意思はなかなか国政に反映されてこなかった。そのため、評議員会で議決をいただき、組織内候補擁立準備委員会を設置し、擁立のための支援口座を開設し、さらには、一定の備えとして事務局対策積立金も積み立ててきた。昨年九月の評議員会においてご了解いただいたメンバーで新しく組織内候補擁立準備委員会を組織し、その答申も一昨日いただいた。日本歯科技工士連盟は、組織の主体性と独自性を堅持しながら、関係団体に配慮し、その動向も考慮に入れ、本日が一番よいと判断して提案した」と提案主旨の説明が行われた。議長は関連と判断し、報告事項の二に予定されていた組織内国会議員擁立支援金収受状況報告を執行部に求め、白岩副会長から収受報告があった。この提案を受け、活発かつ真摯な質疑応答が行われた後、第三号議案は採決に入った。議長団を除く評議員五十四名中三十七名が賛成し第三号議案は可決承認された。(質疑応答要旨・平成十五年活動方針・収支予算書・組織内候補擁立準備委員会答申書等はそれぞれ別掲) ついで議事は協議事項に回り、三副会長から、社



中西茂昭 会長

## 中西会長挨拶

とりわけ経済基盤の確立問題は、連盟としての緊要の課題であります。「歯科技工料の点数明示と安定した供給システムの確立」へのステップとしての「告示改正」と「委託明示」は次の診療報酬改定時である明年三月までに仕上げなければなりません。四月以降はそのための綿密な計画に基づいた組織活動を展開していく所存であります。この運動も決して簡単なものではないと存じます。いまこそ組織が一丸となって取り組まねばならない時であります。場合によっては九月の各社によってひろく発信され、歯科技工界の理解と支援に繋がることを期待し、ご挨拶といたします。

また、歯科技工士の教育問題については昨日も報告いたしました。養成数、統一試験、年限延長等、確実に成果を生んでおります。評議員各位のご支援の賜物と衷心より感謝を申しあげると共に、その力をさらに「歯科技工所の構造設備および工程管理の省令改正」に向けてまいりたいと存じます。さらには、昨日ご指摘のございました関係法令も引き続き改正すべき点を精査し、強く行政に働きかけてまいります。今回も評議員会は公開とさせていただきます。皆様からの建設的で貴重なご意見が、報道各社によってひろく発信され、歯科技工界の理解と支援に繋がることを期待し、ご挨拶といたします。

# 質疑応答 要旨

**問** 患者が減少していく中で、生計を立てるためなどのような政治活動を行うのか。

**答** 歯科疾病罹患率が減っていることは国民にとっては喜ばしいことであるが、歯科技工を生業としている我々には深刻な問題。一方再生医療がどのように展開していくのか、そのなかで歯科技工が果たす役割はどうか見極める必要がある。



可能性を秘めたものとして認識することが必要と考えている。

**問** 経営に関しては個々の責任に帰着するが、国の制度が不完全であれば、制度改革を主張していくことが連盟の役割と考える。なお、取り纏めていただいた要望(別掲)で精力的な陳情を展開している。

**問** 指摘の点について勉強会を開催するとか委員会を設置し検討していくのであれば納得できるが、予算付けがされていない。どう協議していくのか。

**答** 連盟で不十分であれば日本歯科技工士のほうで補っていく。



**問** 歯科技工士国会議員候補



**問** 補選立に関し、今回が時期的に良いという話であったがそれは何故か。歯科界全体の中で歯科技工士が自主的な活動を行うことが良いのか。組織内候補を擁立することになった過程をうかがいたい。

**答** 第二十回参議院議員通常選挙も、現行の非拘束名簿式の選挙制度で行われるということが一つ。日技連盟の主体性、独自性を堅持しつつ関係団体への配慮もあつたの日本の提案となつた。運動に関しては、本部支部一体となつて展開していかなければならないので慎重に進めて行きたい。

**問** 初めて候補者を擁立するというところで、人的能力、費用の面等判らないところ

**答** 組織内候補立準備委員会より答申があり、その中に選挙戦までのシミュレーションが出ています。費用等については、選挙方法によりかなり変わってくるかと考えています。



**問** 立候補するにあたって



の経費、当選後の計画というものを本来提示すべきではないか。擁立が決定してから提示するという方法ではなく、もう少し明確にしてほしい。

**答** 組織内候補立準備委員会の答申も、擁立目的に大義が欠けているのではないかと。また、当選してからの費用も捻出できるのか。歯科界統一候補となれるのか。

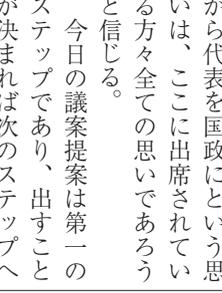
**問** 現在の資金は皆さんにお知らせした。使い方は



慮していかなければならない。維持経費も皆さんの浄財に頼らざるを得ない状況である。擁立が決定すれば、日本歯科医師連盟を始めとする歯科関係団体、医療技術者団体にもお願いにあがらなくてはならないと思っている。

**問** 業界がよくなるのであれば賛成したいが、同調してくださる方が何人いるのか疑問である。議案提案がかなり唐突であり、シミュレーションがない。これでは、地元に戻って票を獲得できるかわからない。

**答** いつの日か、日技連盟から代表を国政にという思いは、ここに出席されている方々全ての思いであろうと信じる。



**問** 今日議案提案は第一の

と進んでいく。今までは悲観が先に走り、「出した。しかし」という議論の繰り返しであった。仮にここで擁立すべきという決定をいただいても、これからいくつもハ

クリアしなくてはならない。ここで擁立しようと決まったら、どういうことがあつても擁立しようということなのか。それとも、ここで決定しても、場合によ

ある。タイトなスケジュールの中で皆さんの判断を求めなければならぬことは執行部としても本意ではないことをご了解いただきたい。決議をいただければ、最後

ある。タイトなスケジュールの中で皆さんの判断を求めなければならぬことは執行部としても本意ではないことをご了解いただきたい。決議をいただければ、最後

ある。タイトなスケジュールの中で皆さんの判断を求めなければならぬことは執行部としても本意ではないことをご了解いただきたい。決議をいただければ、最後

ある。タイトなスケジュールの中で皆さんの判断を求めなければならぬことは執行部としても本意ではないことをご了解いただきたい。決議をいただければ、最後

ある。タイトなスケジュールの中で皆さんの判断を求めなければならぬことは執行部としても本意ではないことをご了解いただきたい。決議をいただければ、最後

ある。タイトなスケジュールの中で皆さんの判断を求めなければならぬことは執行部としても本意ではないことをご了解いただきたい。決議をいただければ、最後



**問** ドルがある。何よりも組織

うのか。そこを明確にしていたかないと、賛成できない方もいるのではないかと。また、情報があまりにも少ない。

**答** 三年ごとにこの職責にあるものが、当然考えていかなければならないこと



# 論説

国家に議会がある姿は、数千年の歴史のなかでわずかにここ数百年のことではない。

参政権とは、選挙権と被選挙権とでできてくる。選挙権とは誰かを議員とするかを選ぶ権利であり、「被選挙権」とは議員候補リストに我を載せよという権利である。

議員を選ぶ権利である「選挙権」が、身分・資産・性別による制限の口をなくし、開放されたのは、我が国ではついこのあいだ、六十年あまり前のことには過ぎない。

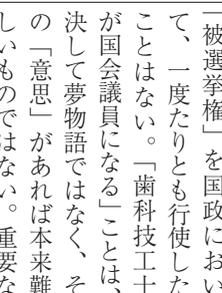
当然ながら歯科技工士にも参政権があり、過去に「選挙権」を行使し、懸命に環境の改善を求めてきた。しかし、「被選挙権」を国政において、一度たりとも行使したことはない。「歯科技工士が国会議員になる」とは、決して夢物語ではなく、重要な

「意思」があれば本来難しなものではない。重要な

「意思」があれば本来難しなものではない。重要な

「意思」があれば本来難しなものではない。重要な

「意思」があれば本来難しなものではない。重要な



**問** いまこそ国政に送るべし

# いまこそ国政に送るべし

# 和而不同

●先の平成十四年度第二回連盟評議員会において、日技連盟発足以来の悲願であった「組織内から国会議員を擁立する」ために提案された

第三号議案が可決された。このことにより、平成十六年七月に予定されている第二十回参議院議員通常選挙に比例代表選出議員候補者を擁立することが決定された。組織内候補立準備委員会から携わってきたメンバーの一人としては、一連の議論の結果であること

を思うと感慨無量である。●ある地区は慎重論であったが、その中でも一人、組織機関決定のルールに沿って賛成された方。終始提案の足らざるを指摘して、如何にも反対のようであったが、いの一歩で賛成された方等々、この勇気ある決断を下した評議員にエールを送りたい。●民主主義では、賛成意見と反対意見の真剣な議論があればこそ、健全な機関決定が行われるという。今回の日技連盟にとつての歴史的決定は、まさしくこの精神に基づくものである。●「歯科技工士国会議員誕生後の維持経費をシミュレーションせよ」との見識ある意見もあった。私は最近こんな夢を見た。平成十七年九月、東京国際フォーラムでの「日技創立五十年記念大会」式典に

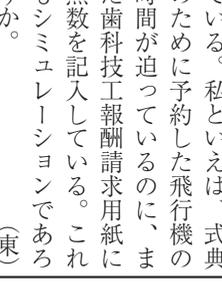
来賓として出席した歯科技工士国会議員が、満員の会場で威風堂々と祝辞を述べている。私といえば、式典のために予約した飛行機のために時間を追っているのに、まだ歯科技工報酬請求用紙に点数を記入している。これもシミュレーションである(東)

「議員をつくる」ことへの動機は、国民の健康の確保のために、国政において十分に働けること、確信する。

いまこそ国政に送るべし、歯科技工関係者がひとつになる時である。

「議員をつくる」ことへの動機は、国民の健康の確保のために、国政において十分に働けること、確信する。

いまこそ国政に送るべし、歯科技工関係者がひとつになる時である。



**問** いまこそ国政に送るべし

### 平成15年度連盟会計収支予算書

(自平成15年4月1日  
至平成16年3月31日)

政治資金報告書による 収 入 科 目	平成15年度		平成14年度 予 算 額	増 減	備 考
	科 目	予 算 額			
①個人の負担する党費又は会費	会 費	65,280,000	68,640,000	△ 3,360,000	④400×12ヶ月×13,600名
(イ) 寄 付					
(1) 個人からの寄付					
(2) 法人その他の団体からの寄付					
(3) 政治団体からの寄付					
(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業による収入					
(ロ) 借入金					
(ハ) その他の収入	雑 収 入	50,000	50,000	0	預金利息等
(ニ) 前年度繰越金		30,000,000	28,000,000	2,000,000	
取 入 合 計		95,330,000	96,690,000	△ 1,360,000	

政治資金報告書による 支 出 科 目	平成15年度		平成14年度 予 算 額	増 減	備 考
	科 目	予 算 額			
1. 経常経費					
(1) 人 件 費	給 料	100,000	100,000	0	アルバイト料
(2) 光 熱 水 費	光 熱 水 費	50,000	0	50,000	
(3) 備品・消耗品費	事務用品費	200,000	200,000	0	文具費等
(4) 事務所費	通 信 費	8,600,000	11,500,000	△ 2,900,000	切手代、役員通信費等
	通 管 理 費	1,200,000	1,500,000	△ 300,000	
a. 小 計		10,150,000	13,300,000	△ 3,150,000	
2. 政治活動費					
(1) 組織活動費	交 通 費	1,200,000	1,500,000	△ 300,000	都内出張費、交通費
	役 員 出 張 費	3,700,000	3,900,000	△ 200,000	地方出張費
	印 刷 費	1,500,000	1,500,000	0	文書封筒等印刷費
	会 議 費	11,000,000	9,500,000	1,500,000	評議員会、総務会等
	交 際 費	2,600,000	3,000,000	△ 400,000	中元、歳暮等
	渉 外 費	5,600,000	6,500,000	△ 900,000	
b. 小 計		25,600,000	25,900,000	△ 300,000	
(2) 選挙関係費	交 通 費	100,000	100,000	0	
	役 員 出 張 費	300,000	300,000	0	
	印 刷 費	200,000	200,000	0	選挙関係費
	会 議 費	100,000	100,000	0	
	通 信 費	100,000	100,000	0	
	陣 中 見 舞	200,000	200,000	0	
c. 小 計		1,000,000	1,000,000	0	
(3) 機関紙誌の発行 その他の事業費	広 報 費	4,000,000	5,500,000	△ 1,500,000	
ア. 機関紙誌の発行 事業費					
イ. 宣伝事業費					
ウ. その他の事業費					
(4) 調査研究費	調 査 費	600,000	1,000,000	△ 400,000	
(5) 寄付・交付金	寄 付 金	18,000,000	24,000,000	△ 6,000,000	諸活動、会費等
	交 付 金	3,000,000	3,000,000	0	地元活動費等
(6) その他の経費	時 局 対 策 積 立 金	10,000,000	10,000,000	0	
	雑 収 入	200,000	300,000	△ 100,000	
	予 備 費	22,780,000	12,690,000	10,090,000	
d. 小 計		58,580,000	56,490,000	2,090,000	
支 出 合 計	小計 a+b+c+d	95,330,000	96,690,000	△ 1,360,000	

### 平成15年度活動方針

- 歯科技工士の経済基盤の確立を図るための渉外活動を行う
  - 歯科技工経済における社会施策の是正を求めるための渉外活動
  - 「歯科技工士の養成の在り方等に関する検討会」意見書記載事項の具現化に伴う渉外活動
  - 「歯科技工所における歯科補綴物等管理制度の構築に関する研究」結果を受けての法令整備に資する渉外活動
  - 歯科医療機関（病院・診療所）委託業務としての歯科技工行為の関連法令明示を図る渉外活動
- 歯科技工士国会議員候補擁立の推進
  - 組織内候補擁立準備委員会の開催
  - 組織内候補擁立に関する寄付金の受け入れ
- 選挙対策
  - 諸懸案解決に向けた推薦議員への働きかけと支援活動
  - 衆参両院議員の推薦
  - 推薦衆参両院議員の支援活動と歯科技工士の抱える諸懸案の啓蒙活動
- 各種調査と教育宣伝活動
  - 連盟関連諸調査と集計分析及び対応
  - 機関紙「れんめい」の発行
- 政党・政治団体等との連携と対応
  - 政党との連携による政策および予算要望
  - 関係政治団体等との連携による政策提携等の模索

▲平成15年度予算

▲平成15年度活動方針

### 要 望 書

#### 要 望

- 歯科診療報酬点数表第2章第12部歯冠修復及び欠損補綴通則5の改正
- 法令における「委託」の明示

#### 理 由

- 歯科診療報酬点数表第2章第12部歯冠修復及び欠損補綴通則5の改正

昭和63年厚生省告示第165号の算定告示は、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づき、保険医療機関等が療養の給付に関し保険者に請求できる費用の額の算定方法を定めるものであり、保険医療機関が補綴物等の製作技工等を委託する際の委託費の額を定めたものではないが「委託の円滑実施」という中医協ならびに行政の意図を形にしたものであった。

平成14年3月19日の内閣総理大臣答弁(答弁書第11号)では「委託を円滑に実施する観点から(昭和63年5月30日付厚生省告示第165号では製作技工に要する費用と製作管理に要する費用の割合を)示した」とあらためて告示の目的を確認している。

しかし、これまでの経過で明らかのように、かかる形式で歯科技工料への施策が理念以上の施策として示されないうちに「当事者間の話し合いによる円滑実施」を求め、歯科技工の供給環境は窮乏を加速し、良質な歯科医療の確保に資することにはなっていない。

このことから、まずは、次回診療報酬改定において別表第二歯科診療報酬点数表第2章第12部歯冠修復及び欠損補綴通則5を改正し、歯科技工の委託が円滑に実施され良質な歯科医療の確保に資することを図った趣旨が反映されることを要望する。

#### 歯科診療報酬点数表 第2章 第12部 歯冠修復及び欠損補綴 通則5

歯冠修復及び欠損補綴料には、製作技工に要する費用及び製作管理に要する費用が含まれ、その割合は、製作技工に要する費用がおおむね100分の70、製作管理に要する費用がおおむね100分の30である。

- 法令における「委託」の明示

「歯科技工」は、歯科医師若しくは歯科技工士の業務独占をもって、歯科医療の質と安定供給を保つ業務と規定されている。また、歯科医師が自ら診療している患者のために自ら行う「歯科技工」行為は、歯科医療の一環としての行為とされ、歯科技工士法上の「歯科技工」から分離されている。そして、「歯科医師が自ら診療している患者以外の者のために行う歯科技工行為」と「歯科技工士が行う歯科技工」は、歯科技工士法で規定されている。

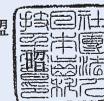
また「医療法」では、医療を提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とし、その【第二章 病院、診療所及び助産所 第十五条の二】では、「病院、診療所又は助産所の管理者は、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産婦の業務又は患者、妊婦、産婦若しくははじょく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない」とされており、医療法施行令では、この「診療等に著しい影響を与える業務」として、「検体検査業務」「滅菌・消毒業務」「機器保守点検業務」等が指定されている。つまり、医療機関・歯科医療機関がこれを外部に委託する場合には、「基準に適合するものに委託しなければならない」と義務化し、提供医療の総体的安全と安定を図っている。

歯科医師の教育や業務独占の法体系からして、「歯科医療の用に供する歯科技工の業務」が「診療等に著しい影響を与える業務」であることは明らかである。

よって、委託受託間の適正で良好なチーム医療の確立によって良質な国民歯科医療の確保に資するために、医療法における「歯科技工委託の法的な明示」を要望する。

平成15年2月

社団法人 日本歯科技工士会  
日本歯科技工士連盟  
会長 中西 茂



良質な国民歯科医療の確保に資する現時点における具体的要望

☒ 高橋擁立準備委員長より答申を受ける中西会長



# 組織内候補擁立準備委員会より答申!!

## —— 擁立にあたっては業界が一丸で ——

平成15年3月14日、組織内候補擁立準備委員会の高橋義夫委員長から、中西茂昭日本歯科技工士連盟会長に答申が手渡された。

候補者擁立にあたっては、評議員の同意を得た上で擁立目的を歯科技工界に周知せしめ、業界が一丸となり取り組める環境整備を図りながら進めてほしいとの内容の他、選挙活動を進めるにあたっての提言も書かれている。ここに答申内容を掲載する。

### 擁立の目的

国民に良質な歯科医療を提供するためには、歯科技工士の意志を直接的に立法府、行政府に表明し、社会施策として具現化を図り、以って歯科技工士の社会的使命が有効に機能される環境の整備を図らなくてはならない。  
また、歯科技工士国会議員候補を擁立することは、歯科技工界の自主的活動が強化されることにつながり、ひいては組織の拡大、政治意識の啓発、職業人としての団結力、行動力の育成につながると考えられる。  
さらには、医療関係職能団体等との連携を深め、共通の問題を提起し、制度等の不備の改善を図ることにより国政の場からの国民の健康増進に寄与することが可能となり、歯科技工士の政治的、社会的評価が高まることも期待できる。

### 日本歯科技工士連盟参議院比例代表議員候補者選考基準

1. 選考にあたっては、次の事項について公正に審査する。
  - (1) 歯科技工士を代表し、専門的識見を有する者
  - (2) 公示日に原則として満60歳以下の者
  - (3) 政治を担うにふさわしい情熱、健康、適正を有する者
  - (4) 組織機構と会運営に精通する者
  - (5) 政党の公認・推薦を受ける場合は、当該政党の選考基準を満たすことのできる者
  - (6) その他必要な事項を満たすことができる者
2. 候補者の選考に関する事項は、候補者選考委員会で調査審議する。
3. 決定にあたっては、総務会の議を経て評議員会の議決を要する。

平成15年3月14日

日本歯科技工士連盟  
会長 中西茂昭 殿

組織内候補擁立準備委員会  
委員長 高橋義夫

諮問のごさいました歯科技工士組織内国会議員候補者擁立につきまして、討議の結果を下記の通り答申いたします。

### 記

平成16年に実施される第20回参議院議員通常選挙比例代表選出議員候補者の擁立にあたっては、平成14年度第2回連盟評議員会において評議員各位の同意を得た上で、別掲の擁立目的を歯科技工界全体に周知せしめ、かつ、歯科技工士の代表として業界が一丸となって選挙に取り組める環境整備を図りながら進めていただきたい。  
候補者の選考に関しては、候補者選考委員会を組織し、本準備委員会の示した選考基準を尊重し、慎重に人選していただきたい。  
なお、日本歯科技工士連盟は別添の委員提言等について、特に選挙運動に入るための基礎調査の実施、入念な準備行為と歯科技工士に留まらず広く社会へ働きかけるスローガンを制定していただくことを要望するとともに、他の提言に関しても前向きに検討していただきたく切望する。

### 別添2

歯科技工士国会議員を誕生させるために、日本歯科技工士連盟は資料の収集と分析、条件整備などを含め入念な準備行為を要望する。

#### ○ 遵法精神に基づく国政選挙制度における各種事例の収集と実践

- ① 立候補のための準備行為の具体的事例収集と実践
  - (1) 有力者等を通じての打診と世論調査
  - (2) 演説会や座談会の開催
  - (3) 演説会告知用ポスターの作成
  - (4) 政党の公認や団体の推薦を得る行為
  - (5) 特定個人の推薦依頼 など
- ② 選挙運動のための準備行為の具体的事例収集と実践
  - (1) 選挙運動費用の調達
  - (2) 各選挙運動者間の任務の割り振り、仕事の連絡、運動方法の協議
  - (3) 立候補決意の通知行為
  - (4) 選挙事務所、演説会場の借り入れ等の内交渉
  - (5) 選挙運動員確保の内交渉 など
- ③ 地盤培養行為の具体的事例収集と実践
- ④ 社会的行為の具体的事例収集と実践
- ⑤ 後援会の設立と都道府県歯科技工士連盟による後援者の獲得
- ⑥ 友好団体・関係団体等への働きかけ
- ⑦ 会社事業所等への働きかけに関する具体的事例収集と実践
- ⑧ 候補者のイメージづくりと政策、スローガンの決定

### 別添1

○ 歯科技工士国会議員実現までのフローシート  
歯科技工士国会議員実現まで、以下の手順により進めていく必要があると考えるので、組織内候補擁立委員会として提言する。

